

## 第6章 計画の施策体系

## 施策体系

推進計画の基本目標に向け、8つの取組の基本方向のもと、それぞれの具体的施策を推進します。

### 【推進計画の基本目標】

#### 犯罪のない安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現

##### I 県民の防犯意識の向上

- 1 犯罪被害防止に向けた意識啓発
- 2 犯罪情報等の発信

##### II 地域防犯力の向上

- 1 防犯ネットワークの整備と活用促進
- 2 推進体制の整備
- 3 地域の特性を考慮した防犯対策
- 4 事業者との連携
- 5 自主防犯活動の活性化

##### III 地域防犯活動を支える人材の育成

- 1 防犯リーダー
- 2 地域における見守りの担い手
- 3 防犯責任者
- 4 学生防犯ボランティア

##### IV 子どもを犯罪に関わらせないための見守り活動の促進

- 1 子どもの健全育成のための啓発教育活動の充実
- 2 非行防止・いじめ防止対策の推進

##### V 防犯上配慮を要する者の安全確保

- 1 学校・通学路等における子どもの安全確保
- 2 子どもと女性の安全対策の推進
- 3 高齢者と障害者等の安全対策の推進

##### VI 犯罪防止に配慮した環境設計

- 1 公共空間における防犯性の向上
- 2 住宅の防犯性の向上
- 3 繁華街対策の充実
- 4 自治体の「都市計画」への反映
- 5 サイバー空間の安全・安心の確保

##### VII 犯罪被害者等に対する支援の促進

- 1 犯罪被害者等に対する支援等
- 2 犯罪被害者等の支援を行う団体等との連携

##### VIII 当面する重要課題への対応

- 1 特殊詐欺被害防止対策
- 2 鍵かけ防犯対策

## I 県民の防犯意識の向上

本県の刑法犯認知件数は13年連続で大きく減少し、平成28年に行われた県民の治安に対する意識調査の結果では、8割以上の県民が「新潟県は治安が良く、安全で安心して暮らせる」と回答しています。しかし、自分や家族が犯罪に遭う不安について「多くなったと思う」「どちらかといえば、多くなった」の合計が51.5%で半数強を占め、一方「少なくなったと思う」「どちらかといえば、少なくなったと思う」が8.3%で1割弱となっています。

今後、犯罪のない安全で安心なまちづくりを進めていくためには、県民一人一人の防犯意識を一層高める必要があるため、積極的に意識啓発を図ります。

### 1 犯罪被害防止に向けた意識啓発

「自らの安全は自ら守る」という自主防犯意識や「地域の安全は地域自ら守る」という地域防犯意識を高めるため、積極的に意識啓発を図り、また、幼児から成人、高齢者に至るまでのそれぞれの世代に合った、犯罪による被害を防止するための教育や意識啓発の充実を図ります。

#### (1) 広報啓発活動の推進

- ① 広報紙やテレビ・ラジオ広報のほか、ホームページや電子メール等、世代やライフスタイルに応じた多様な広報媒体や防犯懇談会などの各種会合等を通じ、県民等<sup>1)</sup>に対して防犯に関する情報提供、意識啓発を図ります。
- ② 犯罪のない安全で安心なまちづくり<sup>2)</sup>に対する県民等の関心及び理解を深めるため、旬間<sup>3)</sup>の間に防犯に関する広報活動、啓発活動を行います。
- ③ 交通安全運動など地域で行われる各種活動の機会をとらえて、地域防犯活動についても意識啓発を図ります。
- ④ 高齢者交通安全推進員講習<sup>4)</sup>など高齢者を対象とした各種活動の機会をとらえて、高齢者が被害に遭いやすい犯罪についての情報提供、意識啓発を図ります。

#### I-1-(1)

##### 注1) 県民等：

条例第2条で、県民、事業者及び自治会その他の地域的な共同活動を行う団体を総称したもの

##### 2) 犯罪のない安全で安心なまちづくり：

県民等の「自らの安全は自ら守る」、「地域の安全は地域自ら守る」という防犯意識の下に行われる、犯罪の防止のための自主性を基本とする活動

##### 3) 旬間：

犯罪のない安全で安心なまちづくり推進旬間、条例第11条に基づき、県が10月11日から20日までの10日間、県民等の安全で安心なまちづくりへの関心及び理解を深めるための期間として設けるもの

##### 4) 高齢者交通安全推進員講習：

交通安全に意欲的な高齢者ボランティアの資質の向上を図る講習会

⑤ 高齢者、児童及び障害者への虐待<sup>5)6)7)</sup>やストーカー・DV<sup>8)9)</sup>の女性の犯罪被害に対する県民の理解を深め、この種の犯罪の未然防止や拡大防止に向け、啓発リーフレット等を市町村、福祉事務所等に配布するとともに、相談機関の紹介や通報義務の周知等、地域ごとにきめ細やかな広報・啓発を推進します。

⑥ 悪質商法や特殊詐欺のように、スマートフォン等のインターネットに接続可能な通信機器を介して行われる犯罪が発生していることから、安全利用のガイドラインを活用するなど、スマートフォン等利用時の留意事項に関する広報啓発活動を行います。

## (2) 防犯指導の実施

① 県民等に身近な犯罪が発生し、また発生するおそれがある場合、関係機関と連携を強化し防犯指導を行います。

② 悪質商法等による消費者被害の未然防止、拡大防止を図るため、事業者等に対して指導・助言等を行い取引の適正化を図ります。

---

### I-1-(1)

注 5) 高齢者虐待：

養護者及び養介護施設従事者等が、高齢者に対し身体的・心理的・経済的にダメージを与える行為のこと。

高齢者とは、65歳以上の者を指し、身体的虐待、養護の著しい怠慢（ネグレクト）、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待の5つに分類されている。

6) 児童虐待：

保護者が子どもの心や身体を傷つけることにより、その健やかな成長や発達に悪い影響を与える行為のこと。

子どもは0歳から18歳までを指し、身体的虐待、養育の拒否・怠慢（ネグレクト）、心理的虐待、性的虐待の4つに分類されている。

7) 障害者虐待：

養護者、施設従事者及び使用者が、障害者に対し身体的・心理的・経済的にダメージを与える行為のこと。

障害者とは、身体・知的・精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者を指し、高齢者虐待と同じ5つの虐待に分類されている。

8) ストーカー：

好意の感情やその感情を満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足させる目的で行う次の8つの行為、①つきまとい、待ち伏せ、押しかけ、②監視していると告げる、③面会、交際等の要求、④著しく粗野又は乱暴な言動、⑤無言電話、連続した電話・メール等、⑥汚物などの送付、⑦名誉を傷つける行為、⑧性的しゅう恥心の侵害を「つきまとい等」と言い、この行為を同じ人に対し繰り返し行うことをストーカー行為と規定している。

9) DV：

配偶者や交際相手等の親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力のこと。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律では、「配偶者（元配偶者や事実婚にある者を含む。）」及び「生活の本拠を共にする交際相手（元「生活の本拠を共にする交際相手」を含む。）」から振るわれる「身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動」とされている。

(3) 防犯講座等による支援

地域コミュニティ等からの希望に応じ、防犯アドバイザー<sup>10)</sup>による防犯対策や犯罪情報の提供及び防犯活動のノウハウや先進的取組事例の紹介等の防犯講座等<sup>11)</sup>を行い、自主的な防犯活動を支援します。

(4) 犯罪被害防止教育の推進

- ① 学校における防犯教室や社会教育講座等で被害防止教育を推進し、防犯意識を高めます。
- ② 女性がつきまといやちかん等に遭わないように防犯講習を開催します。
- ③ 消費者に対し、各種講座や啓発資料、消費生活相談などにより情報提供、意識啓発を行います。

## 2 犯罪情報等の発信

自主的な防犯活動を促進するため、IT等の積極的な活用により具体的な防犯や犯罪の情報を発信し、県民の防犯意識を高めます。

(1) 犯罪情報等の積極的提供

- ① ホームページや県警「ひかるくん・ひかりちゃん安心メール」<sup>12)</sup>等を活用し、県内の防犯や犯罪の情報等の迅速かつ積極的な発信を行うほか、行政や警察、地域が保有する犯罪の発生状況や手口、不審者情報など防犯に関する情報を共有できる仕組みの構築を図ります。
- ② 高齢者や障害者及び子どもや女性など、防犯上特に配慮を要する者<sup>13)</sup>を犯罪の被害から守るため、地域及び事業者、市町村等の関係機関が連携・協力した地域ぐるみの支え合い活動が促進されるよう、必要な情報を提供します。

---

I-1-(3)

注10)防犯アドバイザー：

県が行う「防犯出前講座」等の講師

地域で防犯パトロールや防犯診断、防犯教室(防犯研修会)などの活動をする際に直接出向き、自らの経験を活かして助言や指導を行う。

11)防犯講座等：

地域の自主防犯活動を促進するために、防犯団体、自治会、学校、事業所など、防犯活動に取り組む団体の要望に応じて防犯アドバイザーを講師として派遣する「防犯出前講座」などをいう。

I-2-(1)

注12)ひかるくん・ひかりちゃん安心メール：

県警では、子どもや女性対象の事件・不審者情報等を希望者の携帯電話やパソコンに電子メールで配信している。

13)防犯上特に配慮を要する者：

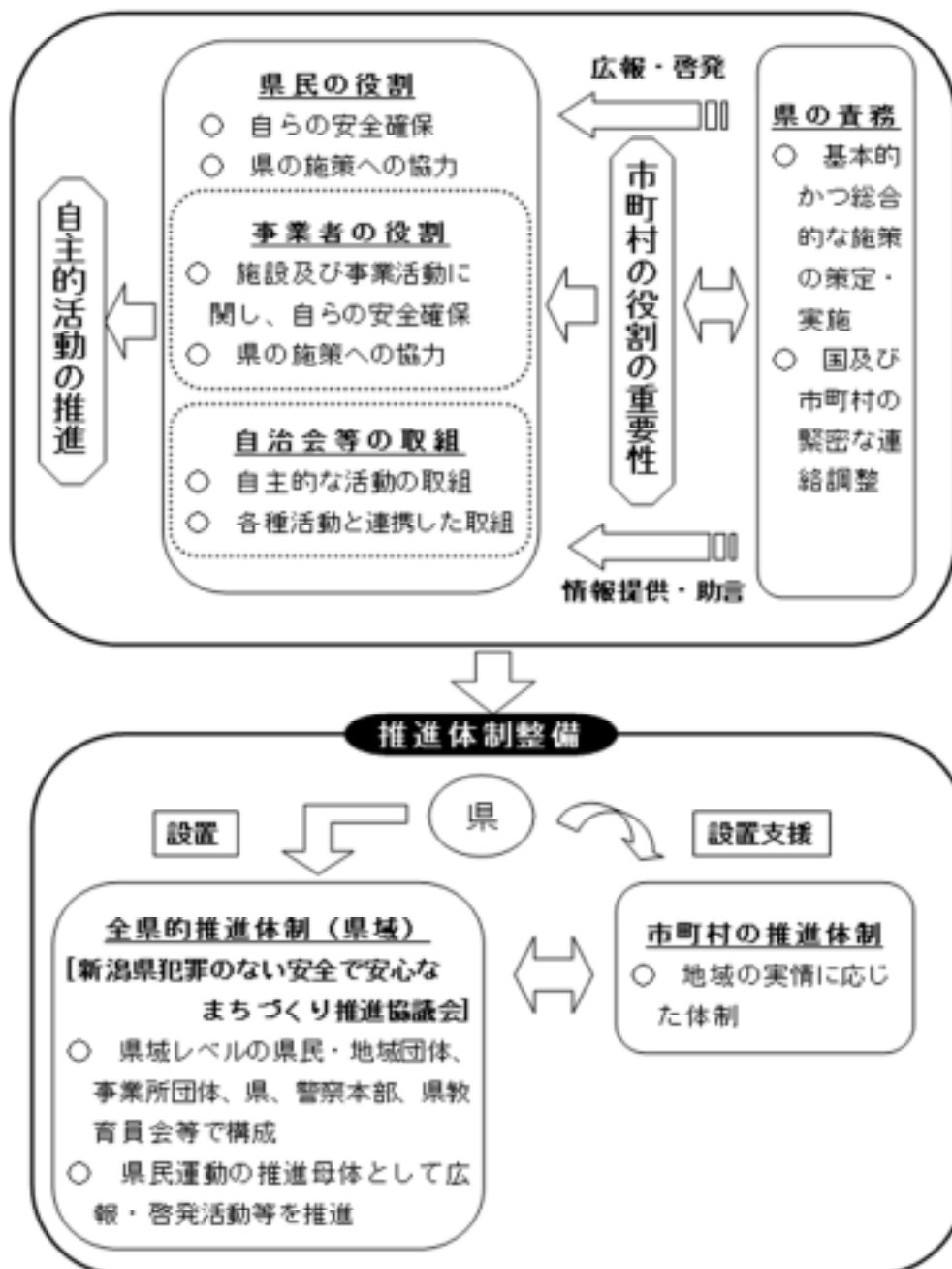
高齢者、子ども、障害者、女性等を、犯罪被害に遭いやすい、いわゆる犯罪弱者として位置づけている。

## II 地域防犯力の向上

### 1 防犯ネットワークの整備と活用促進

県民総ぐるみで地域防犯活動に取り組むために、行政が基本的な役割分担等の方向を示すとともに、県民、事業者等、警察と一体となって推進体制の整備を行う防犯ネットワークづくりを進めるとともに有効活用を目指します。

【犯罪のない安全で安心なまちづくりの役割分担・連携イメージ図】



(1) 県民大会の実施

県民等の防犯意識の高揚や、防犯協会等の関係団体との連携強化を図るため、安全で安心なまちづくり旬間に県民大会を開催します。

(2) 県民運動の推進

安全で安心なまちづくりの取組が全县に広がって県民に浸透するよう、共通の目標を定めて県民運動として展開を図ります。

## 2 推進体制の整備

安全で安心なまちづくりを総合的に推進するために、県及び市町村の推進体制の整備と、地域と行政の情報共有化のネットワークを構築して、共通の認識づくりを促進します。

(1) 推進会議

この会議は、「新潟県犯罪のない安全で安心なまちづくり推進会議」と称し、条例第10条第2項及び第3項に基づくもので、安全で安心して暮らせる地域社会の実現に向け、犯罪が発生しにくい環境づくりを推進するための県の推進計画及び施策の進捗状況について検討し、評価を行います。

(2) 推進協議会

市町村が行う安全で安心なまちづくりに関する条例の制定と推進体制の整備を促進するため、情報の提供、技術的助言のほか、県域、市町村域の推進協議会<sup>1)</sup>の連携の強化などを通じ必要な支援及び協力を行います。

(3) 市町村防犯担当者会議

県民等が主体となった安全で安心なまちづくり活動を効果的に支援するため、市町村防犯担当者会議を開催し、犯罪情報や防犯情報の共有化を図るとともに、地域の実情に応じた推進方策のあり方等を検討します。

(4) 情報ネットワーク

ホームページや電子メールなどを活用し、地域防犯活動を行う団体、事業者等、行政、警察が、それぞれ保有する防犯情報等を共有できる仕組みの構築を図ります。

---

II-2-(2)

注1) 推進協議会：

条例第9条に基づく体制で、安全で安心なまちづくりに関する施策推進のため、県、市町村、県民等及び関係機関が意見を交換し、並びに相互に連携し、及び協力するために整備するもの  
県域では、平成17年10月に「新潟県犯罪のない安全で安心なまちづくり推進協議会」が発足、平成28年3月31日現在構成員115団体

### 3 地域の特性を考慮した防犯対策

住宅地、繁華街、観光地などの属性や周辺の交通網の整備状況など、地域ごとの特性により異なる犯罪の形態に対応した防犯対策を促進します。

#### (1) 協働活動の実施

犯罪発生状況等により犯罪の防止への取組が特に求められる地域において、防犯意識を高めるため、地域住民、事業者等、行政、警察が合同で防犯パトロール等の協働活動を行います。

#### (2) 防犯モデルの作成

① 地域の自主防犯活動のモデル的な取組を支援するとともに、シンポジウムの開催などによる取組の成果の評価・検証を通じ、その取組が県内の各地域に波及するよう促進します。

② 自主防犯活動に取り組む地域住民に対し、有効な活動事例を提供するほか、住民の活動に対する支援方法を自治体等に提示するなど、自主的な防犯活動の取組を促進します。

### 4 事業者との連携

安全で安心なまちづくりを推進していくためには、県民生活に密接なつながりを持つ事業者自らが防犯対策を実施するとともに、地域の一員として防犯の取組へ参加することが求められていることから、推進協議会等を通じて、事業者との積極的な連携を図ります。

#### (1) 事業者との連携強化

① 推進協議会を通じ、県民、事業者、行政、警察間の連携を図り、事業者の安全で安心なまちづくりに対する理解と参加を促進します。

② 事業者の理解・協力を得て、事業活動を通じての顧客・利用者に対する防犯対策の普及啓発、パトロール、見守り活動等の取組を推進します。

③ インターネットが社会活動や経済活動に不可欠となっていることから、事業者に対する安全で安心できるインターネット利用についてのセキュリティ対策や環境整備などの取組を行います。

#### (2) 事業者への防犯意識の啓発

① 事業者の施設や事業活動における防犯性を確保するため、事業者が防犯責任者<sup>2)</sup>の設置などの具体的な防犯対策を取ることができるよう、情報提供と意識啓発を図ります。

#### II-4-(2)

注 2) 防犯責任者：

条例第 23 条に規定する責任者。事業者が所有、管理する施設及び事業活動における防犯上の安全を確保するための事業所ごとの実情に応じた措置の一つとして設置するもので、従業員の防犯教育や防犯設備の維持管理などを行うこととされる。



② 農協、森林組合、漁協などの農林漁業団体、商工会、商工会議所、中小企業団体中央会などの商工団体等を介して事業者に防犯情報を提供するなど、防犯意識の啓発を図ります。

(3) 事業者の自主的な防犯対策の促進

事業の特殊性や犯罪情勢等から犯罪被害を受けるおそれが高い事業者に対し、犯罪の手口や効果的な防犯対策等の情報提供、管理者への防犯指導などを行い、自主防犯対策を促進します。

(4) 防犯に配慮した事業活動の促進

犯罪の防止に配慮した住宅や自動車等<sup>3)</sup>が普及していくよう、販売業者等と連携した広報啓発活動に努めます。

## 5 自主防犯活動の活性化

豊富なノウハウや機動性を持っているNPO<sup>4)</sup>や地域団体等との連携を促進し、自治会やPTA等が行う地域の自主防犯活動の活性化を図ります。

(1) 防犯活動等の情報提供

地域の自主防犯活動のノウハウに関する情報収集や、ボランティア相互間の連携を促進するため、ホームページ等で地域防犯活動に取り組んでいる団体に関する情報を提供します。

(2) 社会活動参加の促進

ボランティア活動に意欲を持っている人が誰でも気軽に参加できるよう、地域住民のニーズの積極的な開発及びボランティア活動の推進に必要な支援を行います。

(3) 防犯活動を行うNPOへの支援

① 地域の自主防犯活動の促進に有効なNPOの活動を支援するため、NPOをサポートする拠点において、NPOのノウハウ等の情報発信や人材育成、交流促進等を図ります。

② 防犯活動を行うNPOは、地域防犯活動の重要な担い手としてもその活躍が期待されるため、安定的な活動を促進するための活動基盤の整備を促進します。

---

II-4-(4)

注3) 自動車等：

条例第25条で、自動車、原動機付自転車または自転車を総称したもの

II-5

注4) NPO：

営利を目的とせず、政府からも自立して、福祉・まちづくり、環境保全、国際交流、災害救援などの様々な社会貢献活動を行う民間組織の総称（民間非営利組織）。NPOのうち特定非営利活動促進法（NPO法）に基づき、一定の要件の下に認証された法人のことをNPO法人（特定非営利活動法人）という。20ある活動分野のうち主たる分野として定款に掲げるものが防犯に関連するものとしては、まちづくりの推進を図る活動（認証数（以下同じ。）117）、地域安全活動（11）、子どもの健全育成を図る活動（42）がある。（認証数はいずれも平成28年3月31日現在）

### Ⅲ 地域防犯活動を支える人材の育成

地域防犯活動を活性化するために、活動の核となって積極的に活躍する防犯リーダーや、地域の防犯啓発事業に参画する人材の育成を推進します。

#### 1 防犯リーダー

- (1) 地域防犯活動の活発化と取組の継続化を図るため、自治会長や自主防犯活動に熱意のある人材等の、地域防犯活動の中心となる防犯リーダーを養成します。
- (2) 学校・通学路等において防犯活動の中心となる人材を対象として、実践的な研修、学習機会の提供を図ります。

#### 2 地域における見守りの担い手

- (1) 悪質商法等による消費者被害の未然防止を図るため、地域における広報啓発活動や見守りの担い手となる人材の養成を行います。
- (2) 市町村の消費生活相談に従事する職員を対象に研修を実施するなどの支援を行います。

#### 3 防犯責任者

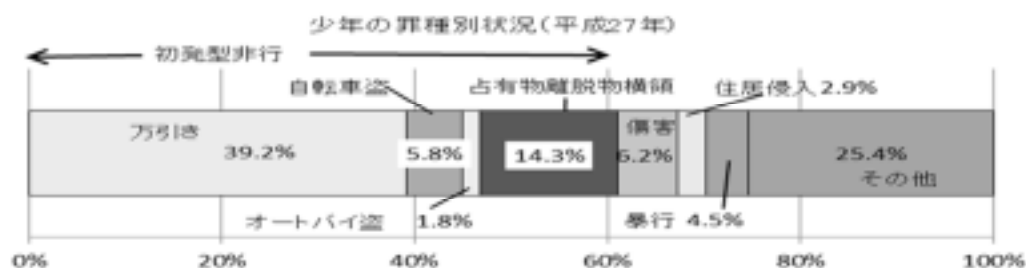
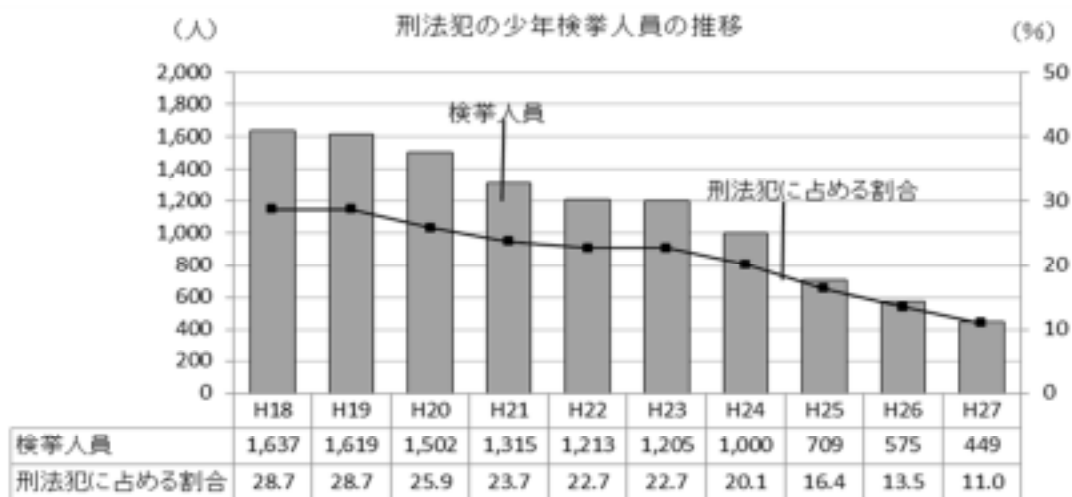
事業所において防犯活動の中心となる人材に対し、実践的な研修、学習機会等を提供することにより防犯責任者を育成します。

#### 4 学生防犯ボランティア

- (1) 防犯ボランティアの若返りと活性化を図り、若い世代の防犯意識・規範意識を高揚させるため、県警が主催する講習会を受講した大学生・専門学校生を防犯ボランティアとして登録します。
- (2) 街頭広報等の自主防犯活動を行うことにより、防犯の知識と経験を備えた学生防犯ボランティアを育成します。

#### IV 子どもを犯罪に関わらせないための見守り活動の促進

少年による犯罪は減少傾向にあります。全国的には重大な少年犯罪の発生がみられることから、子どもや青少年を犯罪者としないために、家庭、地域、学校が協力して犯罪の未然防止を図っていくための取組を推進します。



#### 1 子どもの健全育成のための啓発教育活動の充実

##### (1) 各種イベント・運動等における啓発

- ① 県民等が広く参加するイベントの開催により、青少年の犯罪防止やいじめ防止を呼びかけます。
- ② 青少年非行防止運動や、青少年非行防止パトロール活動の促進、青少年喫煙ストップ運動の推進などの取組により、意識啓発を図ります。
- ③ 国の機関、市町村、関係団体等と連携を図りながら、薬物乱用防止の広報啓発活動等を推進し、薬物乱用の防止を図ります。

##### (2) 学校、地域、警察の連携による活動促進

地域全体で子どもの健全育成及び多様な問題行動等の予防や解決を図るため、学校、警察及び地域社会が連携したサポートチームの結成や、地域のネットワークづくりを進めます。

(3) 家庭に対する支援

子育てやしつけなどに悩みや不安を抱く保護者や家族等の相談に適切に対応し、家庭の教育力の向上を支援します。

(4) 地域における対策

- ① 青少年に悪影響を与える雑誌等やポスター及び看板等の撤去や改善などの環境浄化を図るため、関係機関と連携して、地域における取組を促します。
- ② 地域団体相互の連携や少年警察ボランティア<sup>1)</sup>の活動など、地域における少年の非行防止、保護及び有害環境浄化のための諸活動を促進するとともに、県民の非行防止意識の向上を図ります。

(5) 学校における対策

- ① 子どもの心身の健全な成長を図るため、子ども、保護者、教職員等に対する電話相談・面接相談や、教職員に対する教育相談、生徒指導についての研修を実施します。
- ② 心に悩みを持つ子どもや問題行動を引き起こす子どもに対する相談活動を充実し、安定した学校生活を送れるよう支援します。
- ③ 高校生の健全育成及び家庭・地域等との連携の改善、充実を図るため、高校の生徒指導担当者による連絡協議会を開催するとともに、家庭訪問、街頭補導、指導主事学校訪問等の充実を図ります。

(6) 青少年相談による支援

青少年や保護者の抱える深刻な問題に対する相談を行うとともに、各種相談機関の連携を深めるなど相談体制の充実を図ります。

## 2 非行防止・いじめ防止対策の推進

(1) 規範意識の向上

- ① 子どもの規範意識の向上に努め、非行やいじめ及び犯罪の防止を図ります。
- ② 違法行為であり、心身の健康にも重大な影響を及ぼす子どもの喫煙、飲酒、薬物乱用の防止について指導を徹底し、青少年の規範意識の向上を図ります。
- ③ 生徒の危険な暴走行為の防止、交通安全意識の高揚及び二輪車、自転車の事故防止について指導し意識啓発を図ります。
- ④ 県、警察、市町村及び業界団体が連携して、青少年の規範意識の向上を目指した環境づくり及び啓発活動等を展開し、犯罪の初発型非行といわれる万引きなどの非行全体の防止に向けた活動に対する理解と地域の連携を促進します。

---

IV-1-(4)

注1)少年警察ボランティア：

少年の健全育成を目的として、非行少年の早期発見補導や保護活動及び有害環境の浄化活動等を地域社会全体の問題としてとらえ、それぞれの地域の実態に即した具体的な活動を実践するため、警察が委嘱した少年補導員、少年指導委員で組織されたボランティア団体

- ⑤ 子どもの規範意識の向上、学校の教職員の少年非行の現状認識、保護者の家庭教育の重要性等の認識及び警察機関の教育現場の現状認識等を目的として、非行防止教室等の開催を図ります。

(2) いじめ防止の取組の促進

- ① 全ての児童・生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、県、警察、学校、家庭、地域、関係機関等が連携し、「いじめを見逃さない、いじめを許さない」意識の醸成やお互いを尊重し合う人間関係を構築する取組を推進するなど、いじめ防止を図ります。
- ② いじめ防止等に関係する機関及び団体の連携を円滑に進めるため、新潟県いじめ問題対策連絡協議会<sup>2)</sup>を通じて、関係機関相互の連絡調整、いじめ防止に向けた情報共有、ネットワークづくり等を行います。

(3) インターネット利用における子どもの犯罪防止の取組の推進

- ① スマートフォンやインターネット接続機能を備えた通信機器等を利用する中で、子どもが犯罪やトラブルに巻き込まれるなど、近年の少年を取り巻く社会環境は深刻な状況にあります。
- 子どもは心身ともに未熟であり、環境からの影響を受けやすいことから、有害サイトの閲覧を防止するフィルタリング<sup>3)</sup>の普及や児童と保護者に対する情報モラル教育を行い、スマートフォン等の利用方法についての理解が進むように啓発を行います。
- ② インターネットの掲示板や SNS、電子メール等を利用する中で、子どもがいじめを行ったり、被害を受けたりしないように注意を払うとともに、インターネットに関するメディアリテラシー<sup>4)</sup>の育成について指導を行います。

---

IV-2-(2)

注 2) 新潟県いじめ問題対策連絡協議会：

いじめ防止対策推進法第 14 条に基づく協議会で、平成 26 年に設置された。いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を情報共有を円滑に進めるためのもの

IV-2-(3)

注 3) フィルタリング：

インターネットのウェブサイトなどを一定条件で分類・制限する機能のことで、未成年者が有害サイトを閲覧できないようになる。

4) メディアリテラシー：

メディアの特性を理解し、メディアを通じたコミュニケーションを創造する能力  
県内でもメディアリテラシー育成のため「高校生 ICT カンファレンス」（内閣府、総務省、文科省、経産省等の共催）等のイベントが開催されています。

## V 防犯上配慮を要する者の安全確保

地域社会の犯罪防止の取組を推進するために、防犯上特に配慮を要する者に対する安全確保と地域の見守り活動を促進します。

### 1 学校・通学路等における子どもの安全確保

通学路等において子どもの安全確保を図るため、学校等<sup>1)</sup>、保護者、地域住民、警察署などの連携、協力による学校等の体制整備や安全教育の実施、通学路等の環境整備などの取組を促進します。

#### (1) 推進体制の整備

学校等、保護者、地域及び関係機関、関係団体との連携による学校・通学路等の安全推進体制の整備を進めます。

#### (2) 学校・通学路等の安全管理体制の確立

- ① 校外活動時や休日等、様々なケースを想定した危機管理マニュアルの策定と実践的な訓練を通じて緊急時の学校等における安全確保体制を確立します。
- ② 学校等への不審者等の侵入による子どもへの危害防止を図るため、管理者等による定期的な施設・設備の点検と整備に努めます。
- ③ 学校等、保護者、地域住民、事業者等及び関係団体との連携により、通学路等の防犯パトロールの実施などの効果的な安全確保の取組に努めます。
- ④ 地域における不審者情報共有化のための連絡体制の整備に努めます。
- ⑤ 「こども110番の家」<sup>2)</sup>等の子どもの緊急避難所が、学校等や地域の状況に応じて適切に設置されるよう取組を進めるとともに、「こども110番の家」等に対する不審者情報の提供や防犯指導を行います。

#### V-1

##### 注1)学校等:

条例第14条で、幼稚園、小学校、中学校、高等学校等の学校及び保育所等の児童福祉施設を総称したもの

##### V-1-(2)

##### 注2)こども110番の家:

子どもの安全を確保するため、児童・生徒が「声かけ」や「つきまとい」などの身の危険や不安を感じた時、子どもが直ちに駆け込み、救助を求めることができる緊急の避難場所として、警察や自治体、学校等の働きかけ等により、事業者や地域住民等が設置したものの主な設置場所は、

- 比較的留守がちでない家、商店等
- 通学路、子どもの遊び場等に近い家
- 「こども110番の家」のプレートの掲出に協力できる家など

(3) 安全教育の推進

- ① 学校等、保護者及び関係機関等との連携により、子どもが犯罪被害に遭わないための実践的な安全教育を推進します。
- ② 子ども自身が危険を回避する能力を向上させるために、地域安全マップづくり<sup>3)</sup>の取組を推進します。

(4) 学校・通学路等の防犯対策の促進

学校及びPTA、地域、事業者その他の関係機関等が連携・協力した防犯の取組を支援するとともに、他の地域、団体等への波及を促進します。

---

V-1-(3)

注3) 地域安全マップづくり：

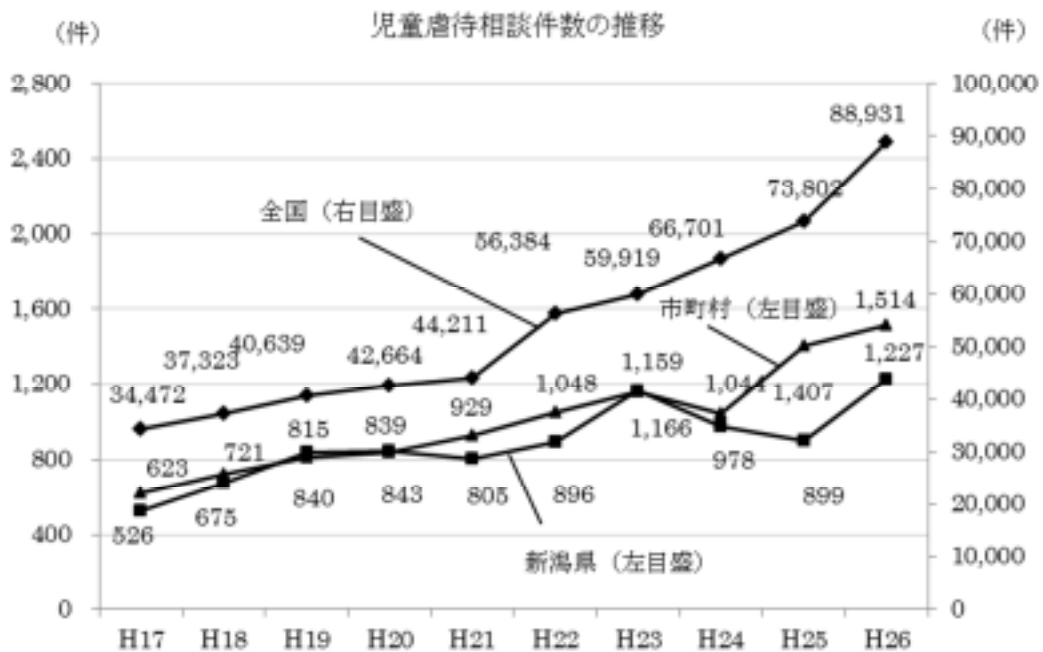
犯罪が起こりやすい危険な場所や安全な場所を地図にまとめたもので、子ども自身が犯罪から身を守る能力を身に付けるとともに、地域の防犯力を高める効果が期待できる。

## 2 子どもと女性の安全対策の推進

児童への虐待及びストーカーやDV等の女性に対する犯罪被害を未然防止、拡大防止するため、相談窓口の充実を図るとともに、子どもと女性の犯罪被害に関する意識啓発を行うなどの取組を促進します。

### (1) 子どもと女性の安全対策

- ① 児童虐待の防止に向け、発生予防、早期発見、早期対応、児童の保護などについて、県、警察、関係機関等が連携し取組を推進します。
- ② ストーカー・DV事案など、女性を脅かす事案による被害の拡大防止等を図るため、県、警察、女性福祉相談所等の関係機関が連携し、女性の人権の尊重や女性に対する暴力の予防と根絶のための意識啓発及び被害者の支援を行います。
- ③ 子どもや女性を対象とする性犯罪等の前兆とみられる声かけ、つきまとい等の未然防止を図るため先制・予防的な活動を行うほか、子どもや女性対象の被害防止教室の開催など、未然防止に向けた取組を推進します。



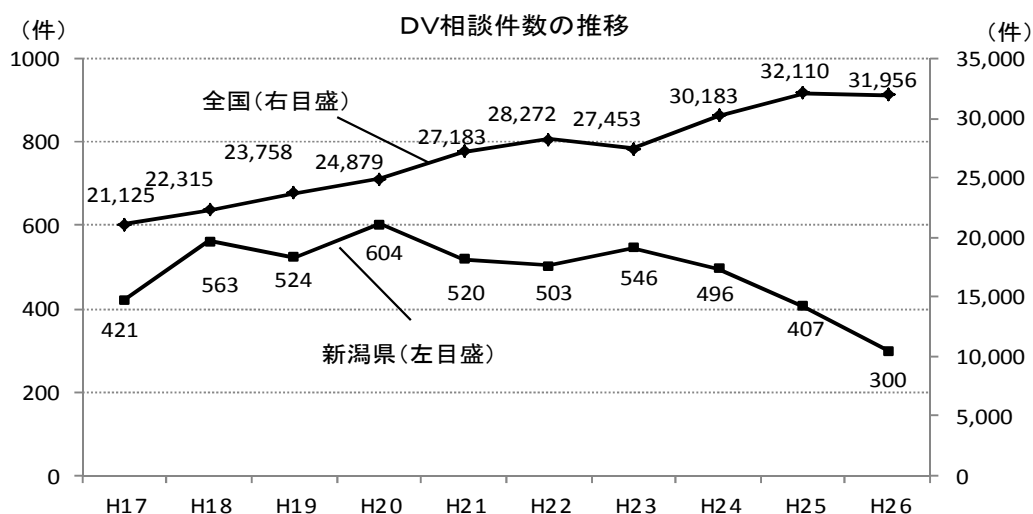
資料：厚生労働省福祉行政報告

全国…全国の児童相談所が対応した児童虐待相談件数

新潟県…県内の児童相談所（平成19年度からは新潟市を含む）で対応した児童虐待相談件数

市町村…県内の市町村で対応した児童虐待相談件数





## (2) 相談窓口等の充実

- ① 児童相談所の機能を充実させるとともに、市町村と連携した児童虐待相談への対応を強化します。
- ② 女性福祉相談所<sup>4)</sup>に配偶者暴力相談支援センター<sup>5)</sup>機能を付与し、DV被害者の相談に応じて迅速・適切な保護及び支援を行います。
- ③ DVや児童虐待相談に夜間休日にも対応できる専用電話相談窓口を設置するなど、相談体制の充実を図り、民間とも連携した対応を促進します。
- ④ 「男女平等社会の形成の推進に関する条例」に基づき、男女平等推進相談員を配置し、性別による差別的な取扱いその他の男女平等社会の形成を阻害する行為などについての相談を受けます。
- ⑤ ストーカー・DV事案、性犯罪などの被害で悩んでいる女性のために、警察本部「けいさつ相談室」に設置の電話相談専用「女性被害110番」<sup>6)</sup>で相談を受けます。

### V-2-(2)

注4) 女性福祉相談所：

売春防止法第34条第1項に基づき設置された婦人相談所のこと。平成14年4月に新潟県女性福祉相談所条例により「配偶者暴力相談支援センター」の機能を付与し、名称を「女性福祉相談所」に改称した。

配偶者暴力相談支援センターの機能を果たす婦人保護事業の中枢機関

5) 配偶者暴力相談支援センター：

配偶者暴力被害者の保護や自立支援を行う上で、中心的な役割を果たす機関。配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第3条第1項に、都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において機能を果たすことが規定され、同条第2項では市町村においてもその機能を果たすことが努力義務とされている。

6) 女性被害110番：

DVやストーカー、性犯罪や性的いやがらせなどの被害で悩んでいる女性のための相談専用電話をいう。

### 3 高齢者と障害者の安全対策の推進

高齢者や障害者を犯罪の被害から守るため、地域及び事業者、市町村等の関係機関が連携し、高齢者や障害者が地域の中で安全に安心して暮らすことができるよう、地域住民等による見守りが行われる仕組みづくりを促進します。

#### (1) 高齢者と障害者の安全対策

- ① 高齢者や障害者の日常生活における安全性の向上や生活基盤の整備など、福祉の増進を図り、犯罪の被害を受けない安全で安心な生活を送ることができるよう、取組を促進します。
- ② 2月及び9月の「高齢者見守り強化月間」などで、地域やNPO、関係団体等が連携して行う高齢者等の見守り活動を促進するとともに、高齢者等の社会参加できる場を拡充し、安全で安心な生活の助けとなるよう、取組を促進します。
- ③ 地域及び事業者、関係機関等が連携・協力した高齢者等の見守り活動を支援するとともに、他の地域、団体等への波及を促進します。

#### (2) 支援活動の推進

- ① 市町村が行う、地域包括支援センター<sup>7</sup>等高齢者の安全に関する総合相談窓口の設置や高齢者及び養護者を支援する関係機関のネットワークの構築などについて、必要な支援を行います。
- ② 障害者権利擁護センター<sup>8</sup>)として使用者の虐待の相談窓口を設置し、市町村が設置する相談窓口である障害者虐待防止センター<sup>9</sup>)等、障害者及び養護者を支援する関係機関のネットワーク構築などについて、必要な支援を行います。

---

#### V-3-(2)

注 7) 地域包括支援センター：

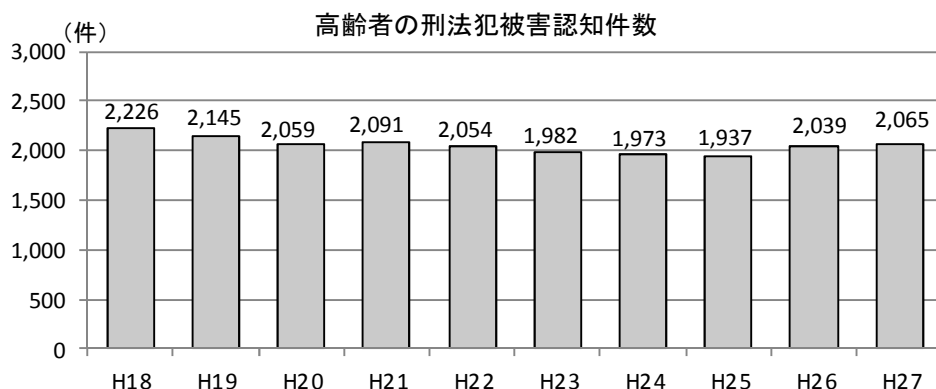
公正・中立な立場で、高齢者等の総合相談支援、高齢者虐待の早期発見・防止などの権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援、介護予防ケアマネジメントの4つの機能を担う地域の中核機関として、平成18年4月から設置されている。

8) 障害者権利擁護センター：

障害者虐待防止法第36条第1項に、都道府県が障害者福祉所管部局又は都道府県が設置する施設において機能を果たすことが規定され、使用者による障害者虐待の通報等の受理、市町村相互間の連絡調整、情報提供、必要な支援を行う。

9) 障害者虐待防止センター：

障害者虐待防止法第32条第1項に、市町村が障害者福祉所管部局又は市町村が設置する施設において機能を果たすことが規定され、障害者虐待に関する通報等の受理、障害者及び養護者への支援を行う。



**新潟県における消費生活相談処理状況(若者は29歳以下、高齢者は65歳以上の者を指す)**

	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
相談合計	15,106	15,594	16,787	16,674	16,681
(うち若者相談件数)	1,866	1,592	1,607	1,687	1,675
(うち高齢者相談件数)	3,241	4,323	5,145	4,843	4,589

**相談の多い商品・サービス(平成27年度:全体、若者、高齢者)**

順位	相談品目 (全体)	件数	相談品目 (若者)	件数	相談品目 (高齢者)	件数
1	インターネット情報	3,844	インターネット情報	639	インターネット情報	584
2	インターネット接続回線	1,174	消費者金融(サラ金)	73	商品一般	384
3	商品一般	962	不動産貸借	70	インターネット接続回線	341
4	消費者金融(サラ金)	663	インターネット接続回線	68	健康食品	203
5	不動産貸借	459	四輪自動車	58	工事・建築	150

## VI 犯罪防止に配慮した環境設計

安全で安心なまちづくりを推進するためには、地域における自主的な防犯活動の促進とともに、防犯性に配慮した環境づくりが重要であることから、防犯指針に基づく施設や設備などの環境整備を促進します。

### 1 公共空間における防犯性の向上

道路、公園、駐車場等県民の生活に不可欠な場所や憩いの場所において、防犯指針に基づいた防犯性の高い道路等の普及を促進します。

#### (1) 防犯性の高い道路の整備・普及

- ① 道路等について、防犯指針に基づく施設整備及び施設改善を促進します。

県管理道路の歩道整備率（単位：km） ※数値は平成 27 年 4 月 1 日現在

	H23	H24	H25	H26	H27
県管理道路延長	5,392	5,389	5,390	5,380	5,386
歩道整備済み延長	1,920	1,942	1,958	1,973	2,002
整備率	35.6%	36.0%	36.3%	36.7%	37.2%

なお、県管理道路における通学路区間（通学路の定義は交通安全施設等整備事業の推進に関する法律による）の平成 27 年 4 月 1 日での整備率は 63.8%となっている。

- ② 通学路等 1)において子ども 2)の安全確保を図るため、防犯指針に基づく施設整備及び施設改善を促進します。

また、通学路等の管理者や保護者、学校等の管理者、地域住民や警察署等関係者間の連携による、危険箇所等の把握及びその改善に向けた取組を促進します。

#### (2) 防犯性の高い公園の整備・普及

- ① 公園等について、防犯指針に基づく施設整備及び施設改善を促進します。

- ② 都市公園について、注意看板の適切な配置や巡回・点検等などにより、防犯性の向上を促進します。

#### (3) 防犯性の高い駐車場等の整備・普及

- ① 駐車場等について、防犯指針に基づく施設整備及び施設改善に努めます。
- ② 大規模小売店舗立地法の指針に基づく駐車場の防犯対策について、店舗を設置しようとする事業者に対し情報提供を行うとともに、犯罪の防止に特に配慮を要する駐車場等において効果的な防犯対策が実施されるよう働きかけを行います。

#### VI-1-(1)

注 1) 通学路等：

条例第 17 条で、通学、通園等の用に供される道路及び子どもが日常的に利用する公園、広場等を総称したもの

2) 子ども：

条例第 14 条で、乳幼児、児童及び生徒を総称したもの

#### (4) 防犯環境整備の促進

- ① 防犯性の高い道路・公園・駐車場等が効果的に普及していくよう、市町村や団体等に対し安全で安心なまちづくりの趣旨の浸透を図るとともに、防犯指針等による技術的助言等を行います。
- ② 学校・通学路等における子どもの安全確保が適切に図られるよう、学校等の設置者や管理者、通学路等の管理者その他の関係者に対して安全で安心なまちづくりの趣旨の浸透を図るとともに、防犯指針等による技術的助言等を行います。

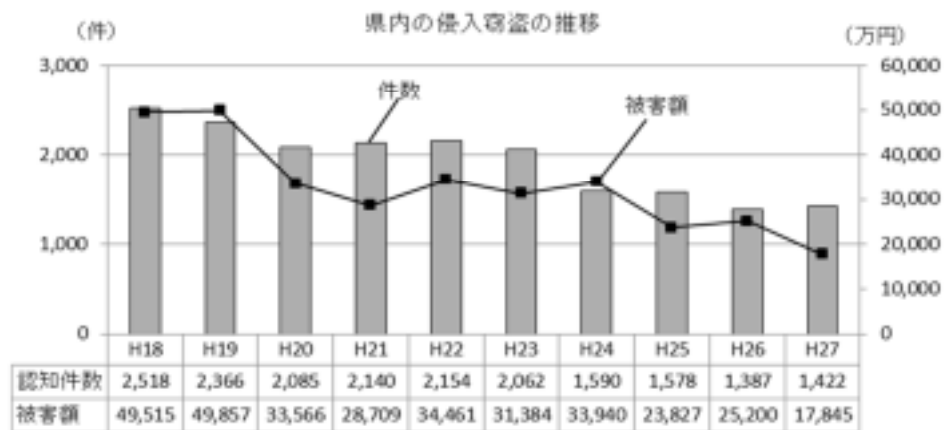
#### (5) 防犯カメラ設置者への啓発

防犯カメラは犯罪防止に有効であることから、県内各地で設置が進められています。

道路等の公共空間に防犯カメラを設置する者に対して、設置推進に向けた取組を行うとともに、「防犯カメラ設置及び利用に関する指針」及び「民間の防犯カメラの設置及び利用に関する留意事項」に基づき、プライバシー等に配慮した適正な設置及び情報セキュリティを考慮した運用の普及を図ります。

## 2 住宅の防犯性の向上

マンション等の共同住宅、一戸建て住宅の防犯性を向上させるため、住宅の犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針に基づき、防犯性の高い住宅の普及を促進します。



#### (1) 防犯性の高い住宅の整備・普及

県営住宅及び県管理の職員住宅について、防犯指針に基づく施設整備に努めるほか、管理者による建物の定期的な点検の促進に努めます。

#### (2) 防犯環境整備の促進

- ① リーフレットやホームページなどにより、防犯指針その他の情報提供を行い、犯罪被害に遭いにくい住宅の構造、設備等に関する意識啓発を図ります。
- ② 防犯性の高い住宅が効果的に普及していくよう、市町村や団体等に対し安全で安心なまちづくりの趣旨の浸透を図るとともに、防犯指針等による技術的助言等を行います。

### (3) 住宅侵入犯罪多発地域への対応

侵入盗被害の多発地域の一般住宅等において効果的な防犯対策が施されるよう、防犯指導・診断を行うほか、必要な情報提供や助言等を行います。

## 3 繁華街対策の充実

繁華街においては、夜の客引きなどによる地域の生活環境の悪化等も見られることから、防犯パトロールや清掃活動、有害ビラの除去などの取組を地域住民、事業者等、行政、警察が連携して推進するとともに、防犯に配慮した施設・設備の整備についても対策を進め、安全な環境の回復を図ります。

### (1) 環境浄化活動の推進

有害な環境の放置による犯罪の誘発を防止するため、環境浄化に関する意識啓発や落書き、有害ビラの除去等を行います。

### (2) 協働活動の実施

地域の生活環境や青少年に悪影響を与える有害環境の浄化を図るため、地域住民、事業者等、行政、警察合同の防犯パトロール等の協働活動を行います。

### (3) 繁華街における防犯対策の促進

繁華街の犯罪発生状況や地域の特性に応じた効果的な防犯の取組を支援するとともに、他の地域、団体等への波及を促進します。

## 4 自治体の「都市計画」への反映

新たな都市整備や再開発は、地域全体に防犯の視点を取り入れることのできる有効な機会であることから、都市計画を通じた積極的な安全で安心なまちづくりを促進します。

### (1) 防犯に配慮した都市基盤の整備促進

① 土地区画整理事業<sup>3)</sup>区域内の街路灯の配置や歩道等の整備により、副次的に防犯機能の向上が図れるよう、事業主体に対して啓発指導を図ります。

② 市街地再開発事業<sup>4)</sup>により整備される共同住宅が、住宅の防犯指針に基づき整備されるよう、事業主体に対して啓発指導を図ります。

#### VI-4-(1)

##### 注3)土地区画整理事業：

道路や公園などの公共施設の整備が不十分な市街地の一定の区域内で、土地所有者などからその所有する土地を少しずつ提供（減歩）してもらい、これらの土地を公共施設用地に充てて整備することによって、残りの土地（宅地）の利用価値を高め、健全な市街地とする事業

##### 4)市街地再開発事業：

老朽木造家屋が密集して防災上危険な地区や公共施設の整備の遅れている地区を、敷地の共有化と高度利用（中高層の建物を建てることで、容積率を高く保つこと。）を図ることで再整備し、活力あふれる豊かなまちづくりを推進する事業

## 5 サイバー空間 5)の安全・安心の確保

インターネットが県民生活や社会経済活動に不可欠な社会基盤として定着し、今やサイバー空間は日常生活の一部となっています。また、平成28年の「県民の安全意識調査」では、インターネットを利用した犯罪への不安について、「よくある」「時々ある」の合計が59.9%で、6割の人が「ある」と回答していることから、サイバー空間における安全・安心の確保は、犯罪抑止における重要な課題となっています。

### (1) 体制の整備と連携強化

研究機関、事業者、県民、行政、警察等が連携協力し、サイバー脅威対策協議会<sup>6)</sup>を通じて情報共有を行うとともにサイバー空間の安全・安心に向けた環境整備を促進します。

### (2) サイバーセキュリティに関する意識向上のための広報啓発活動の推進

インターネットを利用する県民や民間事業者に対して、不正プログラムや不正アクセス等のサイバー空間における脅威の実態及びサイバーセキュリティに関する広報啓発活動を推進し、「社会全体でサイバー空間の脅威に立ち向かう」という気運の醸成を図ることにより、サイバー空間の安全・安心の確保を図ります。

---

#### VI-5

##### 注5) サイバー空間：

コンピュータとネットワークにより構築され、さまざまな情報が行き交う、「場」に見立てられる仮想的な空間のこと。

サイバー犯罪の犯行場所という意味で用いられることもある。

#### VI-5-(1)

##### 注6) サイバー脅威対策協議会：

名称は「サイバー空間の脅威に対する新潟県産学官民合同対策プロジェクト推進協議会」という。

サイバー空間の脅威に対抗するため、関係機関団体等が連携協力して、実態把握と情報共有に務め、対処能力の向上を図り、県民の安全安心の確保を目的とする。

## Ⅶ 犯罪被害者等に対する支援の促進

被害者支援の取組を推進するため、県民等に対する意識啓発を行うほか、犯罪被害者等<sup>1)</sup>がその被害を早期に軽減し、再び平穏な生活に戻ることができるよう、取組を促進します。

### 1 犯罪被害者等に対する支援等

関係機関、団体と連携し、犯罪被害者等の支援に関する施策を推進します。

#### (1) 啓発活動等の取組

犯罪被害者等が受けた被害から立ち直り、再び地域において平穏に過ごすことができるよう、犯罪被害者等について県民の理解・協力と配慮を促すために、「命の大切さを学ぶ教室」、「被害者支援フォーラム」等の講演会を開催するとともに、手引きや広報紙等県民等を対象とした広報啓発を行います。

#### (2) 関係機関等との連携

犯罪被害者等に対する支援を行うため、新潟県被害者支援連絡協議会<sup>2)</sup>や警察署単位被害者支援連絡協議会などの関係機関、関係団体と緊密な連絡調整及び連携を図り、犯罪被害者等の立場に立った被害者支援活動を推進します。

#### (3) 犯罪被害者等への情報提供

犯罪被害者等の心情に配慮し、犯罪被害者等に対する支援制度の紹介や捜査状況等様々な支援情報を提供します。

#### (4) 犯罪被害者等に対する精神的、経済的支援等

関係機関、関係団体と連携して、被害者が犯罪等により受けた損害を回復し、経済的負担の軽減や精神的・身体的被害を回復・防止できるように、取組を進めます。

---

#### Ⅶ

##### 注 1) 犯罪被害者等：

犯罪被害者等基本法第 2 条第 2 項で、犯罪等により、被害を被った者及びその家族又は遺族をいう。

##### Ⅶ-1-(2)

##### 注 2) 被害者支援連絡協議会：

広範多岐にわたる犯罪被害者等のニーズに対応し、総合的な支援を行うため、司法、行政、医療等の被害者支援に関係する機関・団体等により組織された協議会をいう。

県域では、平成 10 年 7 月に「新潟県被害者支援連絡協議会」が設立され、平成 28 年 4 月現在の構成員数 39

警察署単位被害者支援連絡協議会は、平成 28 年 4 月現在 27 協議会が活動している。



(5) 相談窓口等の充実

「犯罪被害等支援総合窓口」<sup>3)</sup>や警察の「けいさつ相談室」、「女性被害110番」など犯罪被害の相談窓口の充実を図り、関係機関を含めた相談窓口に関する情報提供を行います。

(6) 性暴力・性犯罪被害者のための支援

性暴力や性犯罪の被害者に寄り添い、総合的な支援を可能な限り一か所で提供するワンストップ支援機能を有する「性暴力被害者支援センターにいがた」<sup>4)</sup>を設置し、被害者の心身の負担を軽減するとともに性犯罪被害を潜在化させない取組を推進します。

## 2 犯罪被害者等の支援を行う団体等との連携

犯罪被害者等の支援については、行政のみならず犯罪被害者等の支援を行う民間団体等<sup>5)</sup>が果たす役割が重要であることから、これらの支援団体と連携・協力して、県民等に対する意識啓発をはじめ、犯罪被害者等に対する支援の充実を図ります。

(1) 犯罪被害者等の支援団体の活動促進

犯罪被害者等に対する支援活動を行う民間団体の活動を促進するための支援を進めます。

(2) 犯罪被害者等の支援団体との協働

犯罪被害者等の支援団体と協働して、県民等に対する被害者支援の意識啓発を行います。

(3) 犯罪被害者等早期援助団体への情報提供

犯罪被害者等の同意を得て、犯罪被害者等早期援助団体<sup>6)</sup>に情報を提供し、被害者支援が迅速かつ円滑に進むように取組みます。

---

VII-1-(5)

注3) 犯罪被害等支援総合窓口：

県の犯罪被害者等の支援に関する総合窓口で、必要な支援策の情報提供や各種相談機関の紹介などを行う。

VII-1-(6)

注4) 性暴力被害者支援センターにいがた：

性暴力・性犯罪に特化したワンストップ機能を有する相談センター

「公益社団法人にいがた被害者支援センター」に対し県が事業を委託して平成28年12月に開設した。

VII-2

注5) 犯罪被害者等の支援を行う民間団体等：

犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、再び平穏な生活を営むことができるよう、犯罪被害者等の抱える様々な問題について支援を行う団体をいう。新潟県では、主に公益社団法人にいがた被害者支援センターが相談、付き添い等の支援活動を行っている。

VII-2-(3)

注6) 犯罪被害者等早期援助団体：

犯罪被害者等の同意を得た場合は、警察が支援に必要な情報を直接、犯罪被害者等早期援助団体に提供できる。

新潟県では、公益社団法人にいがた被害者支援センターが新潟県公安委員会から指定を受けている。

## Ⅷ 当面する重要課題への対応

### 1 特殊詐欺被害防止対策

特殊詐欺撲滅に向けて、県民の被害防止意識を高揚させる取組を推進するとともに、県、県警、市町村、金融機関等の関係機関が連携し、被害防止の取組を行います。

#### (1) 推進体制の整備

特殊詐欺撲滅対策推進協議会<sup>1)</sup>、県域、市町村域の犯罪のない安全で安心なまちづくり推進協議会、地区防犯協会等の会議を通じて、関係機関、団体が連携し特殊詐欺の撲滅に向けた取組を推進します。

#### (2) 県民総ぐるみの気運の醸成

- ① 特殊詐欺撲滅のためには県民一人一人の意識を高め、県民総ぐるみで取組を推進する必要があることから、積極的な広報啓発活動により気運の醸成を図ります。
- ② 自主防犯ボランティア、特殊詐欺被害防止推進員<sup>2)</sup>等を活用した広報啓発活動を推進します。
- ③ 少年を特殊詐欺に加担させないための規範意識向上に向けた各種学校における広報啓発活動を推進します。

#### (3) 被害実態に基づいた積極的な情報発信

- ① 特殊詐欺の被害防止対策について、あらゆる広報媒体を活用して情報提供を行います。
- ② 特殊詐欺の被害拡大防止のためホームページや県警「ひかるくん・ひかりちゃん安心メール」等を活用して、前兆事案や被害発生時に積極的な情報発信を行います。

---

#### Ⅷ-1-(1)

注1) 特殊詐欺撲滅対策推進協議会：

平成27年上半期において、特殊詐欺被害が急増したことから、行政や警察、事業所等の関係機関団体が連携した撲滅対策を行う必要があると考え、平成27年7月28日に設立された協議会  
会員相互の情報共有や具体的な活動事例の紹介などを行い、県民総ぐるみの取組となるよう気運の高揚を目指している。

#### Ⅷ-1-(2)

注2) 特殊詐欺被害防止推進員：

平成20年から運用が開始された警察署長が委嘱する特殊詐欺被害防止に特化した防犯ボランティア  
地域住民に対し特殊詐欺の発生実態や手口、効果的な防犯対策に関する情報提供などを行う。

#### (4) 高齢者に対する防犯指導の強化

- ① 高齢者に分かりやすい「キーワード」を用いた防犯指導や戸別防犯指導を推進するとともに、犯人の誘いに乗らないための体験型防犯指導を行います。
- ② 通話録音装置等の迷惑電話防止機器の普及を促進します。
- ③ 老人クラブの会合など高齢者を対象とした各種活動の機会をとらえて、県防犯アドバイザーによる防犯出前講座等を通じた防犯指導を行います。

#### (5) 関係機関等と連携した撲滅対策の強化

金融機関、スーパーマーケット、コンビニエンスストア、宅配便業者等の関係事業者と連携し水際における被害防止対策を行います。

## 2 鍵かけ防犯対策

犯罪を減らすためには、約7割を占める窃盗犯罪を減少させなければなりません。その中でも自主防犯の原点ともいえる「鍵かけ」が極めて重要になりますが、本県の侵入盗、乗物盗、車上ねらいにおける無施錠率は全国平均と比較して非常に高いことから、県民、事業者、行政、警察等が連携し、犯罪発生件数を減少させる取組の一環として、鍵かけの定着化の取組を推進します。

#### (1) 鍵かけ習慣の定着化への取組

- ① 被害多発場所等における防犯診断や広報啓発活動を行います。
- ② 学校等と連携し、児童・生徒に対する鍵かけ習慣の定着化を図ります。
- ③ 地域の自主防犯ボランティア団体等による「声かけ」「鍵かけ」運動、防犯パトロールなどの取組を推進し、県民の鍵かけ意識の高揚を図ります。

#### (2) 防犯設備等の活用

- ① 事業者に対し、防犯性の高い設備の普及を働きかけます。
- ② 防犯ガラス等の防犯性能の高い建物部品（CP 部品）の普及を促します。

#### (3) 被害の現状及び無施錠率の情報発信

ホームページ、ひかるくん・ひかりちゃん安心メールなどの広報媒体を活用し、侵入盗、乗物盗、車上ねらいの発生状況や毎月の無施錠率を情報発信します。

#### (4) 「ロックの日」<sup>3)</sup>等における街頭広報活動の推進

毎月6日と9日の鍵かけ「ロックの日」における地域の街頭広報活動を推進するとともに、県民、事業者、行政、警察等が連携して、「鍵かけ」が全ての県民に浸透するよう、県民運動として展開を図ります。

---

Ⅷ-2-(4)

注3) ロックの日：

警察が、市町村等の関係機関・団体等と連携した地域ぐるみの「鍵かけ」広報啓発活動を集中的に行うための日

